自己点検表

【指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護】

**（病院、診療所、介護医療院用）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 　記入年月日 |  　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
|  事業所名 |  |
| 介護保険事業所番号 | ３ | ８ | １ |  |  |  |  |  |  |  |
|  記入者 | （職名）　　　　　 （氏名） |
|  連絡先電話番号 |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （４）介護給付費関係について､療養病床を有する病院は1のみ、診療所は2のみ、介護医療院は３のみ記載してください｡

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 要介護状態となった場合でも，利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | 省令第141条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| (介護予防) | 利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより，利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | 予省令第186条 | □ | □ | □ |
| ユニット型 | 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっていますか。 | 省令第155条の3 | □ | □ | □ |
| ユニット型（介護予防） | 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | 予省令第204条 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準 | 　 |
| 2 | 従業者の員数 | 【介護老人保健施設の場合】 | 省令第142条第1項第1号予省令第187条第1項第1号 | ・勤務表・常勤・非常勤職員の員数が わかる職員名簿・雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等 | 　 | 　 | 　 |
| 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されていますか。 | □ | □ | □ |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | 省令第142条第1項第２号予省令第187条第1項第２号 | 　 | 　 | 　 |
| 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されていますか。 | □ | □ | □ |
| 【診療所の場合（療養病床を有するものを除く。）】 | 省令第142条第1項第３号予省令第187条第1項第３号 | 　 | 　 | 　 |
| 指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で利用者の数が３又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 | □ | □ | □ |
| 夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していますか。 | □ | □ | □ |
| 【介護医療院の場合】 | 省令第142条第１項第４号予省令第187条第１項第４号 | □ | □ | □ |
| 指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されていますか。 |
| Ⅲ　設備基準 | 　 |
| 3 | 設備に関する基準 | 【介護老人保健施設の場合】 | 省令第143条第1項第1号予省令第188条第1項第1号 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 法に規定する介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | 省令第143条第1項第２号予省令第188条第1項第２号 |  | 　 | 　 | 　 |
| 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 | 省令第143条第2項予省令第188条第2項 | □ | □ | □ |
| 【診療所の場合（療養病床を有するものを除く。）】 | 省令第143条第1項第３号予省令第188条第1項第３号 |  | 　 | 　 | 　 |
| 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき6.4平方メートルとなっていますか。 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 浴室を有していますか。※　一般浴槽・機械浴槽（有るものに○）※ 手すり等の設置の有無：有・無 | □ | □ | □ |
| 機能訓練を行うための場所を有していますか。 | □ | □ | □ |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有していますか。 | 省令第143条第2項予省令第188条第2項 | □ | □ | □ |
| 【介護医療院の場合】 | 省令第143条第１項第４号予省令第188条第１項第４号 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備を有していますか。 |
| 3-1 | 設備に関する基準（ユニット型） | 【介護老人保健施設の場合】 | 省令第155条の4第1項予省令第205条第1項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 法に規定する介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）として必要とされる施設及び設備を有していますか。 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 【療養病床を有する病院又は診療所の場合】 | 　省令第155条の4第２項・第３項予省令第205条第２項・第３項 |  | 　 | 　 | 　 |
| 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされていた設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所に限る）に関するものに限る。）（＝病院にあっては省令第155条の４第２項に掲げる設備、診療所にあっては同条第３項に掲げる設備）を有していますか。 | ・平面図 | □ | □ | □ |
| 【介護医療院の場合】 | 省令第155条の4第４項予省令第205条第４項 |  | □ | □ | □ |
| 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有していますか。 | ・平面図 |
| Ⅳ　運営基準 | 　 |
| 4 | 内容及び手続の説明及び同意 | あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。※　重要事項とは　○運営規程の概要（点検項目28参照）　　　○従業者の勤務体制　○苦情に対する措置の概要　○利用者のサービス選択に資すると認められる事項 | 省令第155条【準用第125条】予省令第195条【準用第133条】 | ・重要事項説明書・利用申込書・同意に係る記録 | □ | □ | □ |
| 5 | 対象者 | 利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担軽減等を図るために、一時的に入所して看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、サービスを提供していますか。 | 省令第144条予省令第189条 | ・利用者に関する記録（診療情報提供書） | □ | □ | □ |
| 6 | 指定短期入所療養介護の開始及び終了 | 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。 | 省令第155条【準用第126条第2項】予省令第195条【準用第134条第2項】 | ・利用者に関する記録・情報提供表・短期入所療養介護計画 | □ | □ | □ |
| 7 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。 | 省令第155条【準用第9条】予省令第195条【準用第49条の3】 | ・要介護度の分布がわかる資料 | □ | □ | □ |
| 8 | サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っていますか。 | 省令第155条【準用第10条】予省令第195条【準用第49条の4】 | ・利用申込受付簿 | □ | □ | □ |
| 9 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 省令第155条【準用第11条第1項】予省令第195条【準用第49条の5第1項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 省令第155条【準用第11条第2項】予省令第195条【準用第49条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 10 | 要介護認定の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 | 省令第155条【準用第12条第1項】予省令第195条【準用第49条の6第1項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 省令第155条【準用第12条第2項】予省令第195条【準用第49条の6第2項】 | □ | □ | □ |
| 11 | 心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。 | 省令第155条【準用第13条】予省令第195条【準用第49条の7】 | ・利用者に関する記録・サービス担当者会議の要点 | □ | □ | □ |
| 12 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、次のような法定代理受領サービスを提供を受けるための援助を行っていますか。1. 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。
2. 居宅介護支援事業所者に関する情報を提供
3. その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助
 | 省令第155条【準用第15条】予省令第195条【準用第49条の9】 | ・利用者の届出書 | □ | □ | □ |
| 13 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | 省令第155条【準用第16条】予省令第195条【準用第49条の10】 | ・居宅サービス計画書・週間サービス計画表・短期入所療養介護計画書 | □ | □ | □ |
| 14 | サービスの提供の記録 | 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 | 省令第155条【準用第19条第1項】予省令第195条【準用第49条の13第1項】 | ・サービス提供票・別表・業務日誌・介護等に関する記録・診療録・居宅サービス計画書・短期入所療養介護計画 | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。 | 省令第155条【準用第19条第2項】予省令第195条【準用第49条の13第2項】 | □ | □ | □ |
| 15 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第145条第1項予省令第190条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 | 省令第145条第2項予省令第190条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか，次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていますか。　①　食費　②　滞在費　③　利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る費用　④　利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用　⑤　送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）　⑥　理美容代　⑦　指定短期入所療養介護の提供において提供されるサービスの　　　うち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当な費用 | 省令第145条第3項予省令第190条第3項 | 注：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。（お世話料、管理協力費、共益費、施　設利用補償金といったあいまいな名　目は不可）注：⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。（全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） | □ | □ | □ |
| 上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | 省令第145条第5項予省令第190条第5項 | ・説明に使用した文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 15-1 | 利用料等の受領（ユニット型） | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 省令第155の5条第1項予省令第206条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。 | 省令第155条の5第2項予省令第206条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていますか。　①　食費　②　滞在費　③　利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る費用　④　利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用　⑤　送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）　⑥　理美容代　⑦　指定短期入所療養介護の提供において提供されるサービスの　　　うち，日常生活においても通常必要とされる費用であって，利用者負担とすることが適当な費用 | 省令第155条の5第3項予省令第206条第3項 | 注：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。（お世話料、管理協力費、共益費、施　設利用補償金といったあいまいな名　目は不可）注：⑦に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。（全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） | □ | □ | □ |
| 上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 | 省令第155条の5第5項予省令第206条第5項 | ・説明に使用した文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 16 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 省令第155条【準用第21条】予省令第195条【準用第50条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 17 | 指定短期入所療養介護の取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該療養を適切に行っていますか。 | 省令第146条第1項 | ・利用者に関する記録・診療録 | □ | □ | □ |
| 相当期間以上（※）継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意していますか。※概ね4日以上連続して利用する場合　　 | 省令第146条第2項 | ・短期入所療養介護計画書 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 省令第146条第3項予省令第197条第7号 | ・短期入所療養介護計画書・行事，日課予定表 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 省令第146条第4項予省令第191条第1項 | ・処遇に関する記録・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック) 　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける 　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける □立ち上がれないようないすを使用する 　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける 　　　　□向精神薬を過剰に服用させる 　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしているか(満たしていればﾁｪｯｸ) 　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性） 　　　　□代替する介護方法がない（非代替性） 　　　　□一時的なものである（一時性） | 　 | 　 | 　 |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 省令第146条第5項　　　　　　　　　予省令第191条第2項 | ・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用しての実施も可）を三月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施すること。※令和７年３月31日までは努力義務 | 省令第146条第６項予省令第191条第　３項 | ・委員会開催記録及び同委員会結果の周知状況が分かるもの・左記指針・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 上記の記録は主治医が診療録に行っていますか。 | 通知第3の九の2の（2）の② | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第146条第6項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 17-1 | 指定短期入所療養介護の取扱方針（ユニット型） | 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っていますか。 | 省令第155条の6第1項 |  | □ | □ | □ |
| 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮していますか。 | 省令第155条の6第2項 |  | □ | □ | □ |
| 利用者のプライバシーの確保に配慮していますか。 | 省令第155条の6第3項 |  | □ | □ | □ |
| サービスの提供は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っていますか。 | 省令第155条の6第4項 |  | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 省令第155条の6第5項 | ・短期入所療養介護計画書・行事，日課予定表 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 省令第155条の6第6項 | ・処遇に関する記録・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック) 　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける 　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける □立ち上がれないようないすを使用する 　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける 　　　　□向精神薬を過剰に服用させる 　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしているか(満たしていればﾁｪｯｸ) 　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性） 　　　　□代替する介護方法がない（非代替性） 　　　　 □一時的なものである（一時性） | 　 | 　 | 　 |
| サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 省令第155条の6第7項　　　　　　　　　 | ・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
| 上記の記録は主治医が診療録に行っていますか。 | 通知第3の九の2の（2）の② | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 省令第155条の6第8項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 18 | （指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針） | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予省令第196条第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | 予省令第196条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。 | 予省令第196条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 | 予省令第196条第4項 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけていますか。 | 予省令第196条第5項 | 　 | □ | □ | □ |
| 19 | 短期入所療養介護計画の作成 | 管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、具体的なサービス内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。 | 省令第147条第1項予省令第197条第2号 | ・短期入所療養介護計画書 | □ | □ | □ |
| 既に居宅サービス計画が作成されている場合、短期入所療養介護計画は当該居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。 | 省令第147条第2項予省令第197条第3号 | ・居宅サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 管理者は、短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。　 | 省令第147条第3項予省令第197条第4号 |  | □ | □ | □ |
| 管理者は、短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。 | 省令第147条第4項予省令第197条第5号 |  | □ | □ | □ |
| 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | 通知第3の九の2（3）④ |  | □ | □ | □ |
| 20 | 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 | サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | 予省令第197条第1号 | ・利用者に関する記録・処遇に関する日誌 | □ | □ | □ |
| 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | 予省令第197条第6号 |  | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 | 予省令第197条第7号 |  | □ | □ | □ |
| 21 | 診療の方針 | 診療は、医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行っていますか。 | 省令第148条第1号予省令第198条第１号 | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。 | 省令第148条第2号予省令第198条第2号 | ・診療録 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 | 省令第148条第3号予省令第198条第3号 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行っていますか。 | 省令第148条第4号予省令第198条第4号 | ・利用者に関する記録・診療録，検査記録，処方箋 | □ | □ | □ |
| 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの（※）のほか行っていませんか。 | 省令第148条第5号予省令第198条第5号 | ・利用者に関する記録・診療録 | □ | □ | □ |
| ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第五に定める療法等 | 　 | 　 | 　 |
| 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品（※）を利用者に施用し，又は処方していませんか。 | 省令第148条第6号予省令第198条第6号 | ・診療録，処方箋 | □ | □ | □ |
| ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第六に定める使用医薬品 | 　 | 　 | 　 |
| 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 | 省令第148条第7号予省令第198条第7号 | ・勤務に関する記録 | □ | □ | □ |
| 22 | 機能訓練 | 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため，必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。 | 省令第149条　　　　　　予省令第199条 | ・訓練に関する記録・診療録・リハビリテーション記録 | □ | □ | □ |
| 23 | 看護及び医学的管理の下における介護 | 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | 省令第150条第1項予省令第200条第1項 | ・看護及び介護の記録・診療録 | □ | □ | □ |
| 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。 | 省令第150条第2項予省令第200条第2項 | ・看護及び介護の記録・入浴に関する記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | 省令第150条第3項予省令第200条第3項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。 | 省令第150条第4項予省令第200条第4項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 上記までのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | 省令第150条第5項予省令第200条第5項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | 省令第150条第6項予省令第200条第6項 | ・看護及び介護の記録・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 23-1 | 看護及び医学的管理の下における介護（ユニット型） | 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | 省令第155条の7第1項予省令第212条第1項 | ・看護及び介護の記録・診療録 | □ | □ | □ |
| 利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援していますか。 | 省令第155条の7第2項予省令第212条第2項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。（やむを得ない場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。） | 省令第155条の7第3項予省令第212条第3項 | ・看護及び介護の記録・入浴に関する記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | 省令第155条の7第4項予省令第212条第4項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。 | 省令第155条の7第5項予省令第212条第5項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 上記までのほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | 省令第155条の7第6項予省令第212条第6項 | ・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | 省令第155条の7第7項予省令第212条第7項 | ・看護及び介護の記録・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 24 | 食事の提供 | 栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。　 | 省令第151条第1項予省令第201条第1項 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。 | 省令第151条第2項　　　予省令第201条第2項 | ・配膳に関する記録・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の② | ・献立表・調理に関する記録又は日誌 | □ | □ | □ |
| 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の③ | ・配膳に関する記録 | □ | □ | □ |
| 食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、事業者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の④ | ・業者委託の場合，契約書 | □ | □ | □ |
| 療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分に取られていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑤ | 　 | □ | □ | □ |
| 栄養食事相談を行っていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑥ | ・相談に関する記録 | □ | □ | □ |
| 医師又は栄養士を含む会議において食事の内容の検討を行っていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑦ | ・検討に関する記録 | □ | □ | □ |
| 24-1 | 食事の提供（ユニット型） | 栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。　 | 省令第155条の8第1項予省令第213条第1項 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行っていますか。 | 省令第155条の8第2項予省令第213条第2項 | ・配膳に関する記録・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保していますか。 | 省令第155条の8第3項予省令第213条第3項 | ・配膳に関する記録・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援していますか。 | 省令第155条の8第4項予省令第213条第4項 | ・配膳に関する記録・看護及び介護の記録 | □ | □ | □ |
| 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の② | ・献立表・調理に関する記録又は日誌 | □ | □ | □ |
| 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の③ | ・配膳に関する記録 | □ | □ | □ |
| 食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、事業者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の④ | ・業者委託の場合，契約書 | □ | □ | □ |
| 療養室等関係部門と食事関係部門との連携が十分に取られていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑤ | 　 | □ | □ | □ |
| 栄養食事相談を行っていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑥ | ・相談に関する記録 | □ | □ | □ |
| 医師又は栄養士を含む会議において食事の内容の検討を行っていますか。 | 通知第3の九の2の(7)の⑦ | ・検討に関する記録 | □ | □ | □ |
| 25 | その他のサービスの提供 | 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 | 省令第152条第1項　　　予省令第202条第1項 | ・事業計画（報告）書 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | 省令第152条第2項　　　予省令第202条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 25-1 | その他のサービスの提供（ユニット型） | 利用者の嗜（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。 | 省令第155条の9第1項予省令第214条第1項 | ・事業計画（報告）書 | □ | □ | □ |
| 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。 | 省令第155条の9第2項予省令第214条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 26 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。　①　正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示　　に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。1. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 | 省令第155条【準用第26条】予省令第195条【準用第50条の3】 | ・市町に送付した通知に係る記録 | □ | □ | □ |
| 27 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。 | 省令第155条【準用第52条第1項、第2項】予省令第195条【準用第52条】 | ・組織図，組織規程・業務分担表・業務報告書・業務日誌等 | □ | □ | □ |
| 事業所の従業者に短期入所療養介護の運営に関する基準を遵守させるため、管理者により必要な指揮命令が行われていますか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 28 | 運営規程 | 指定短期入所療養介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 | 省令第153条予省令第192条（ユニット型）省令第155条の10予省令第207条 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| ⓵事業の目的及び運営の方針⓶従業者の職種、員数及び職務の内容⓷指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額⓸通常の送迎の実施地域⓹施設利用に当たっての留意事項⓺非常災害対策⓻虐待の防止のための措置に関する事項⓼その他運営に関する重要事項 |
| 29 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第155条【準用第101条第1項】予省令第195条【準用第120条の2第1項】 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしていますか。 | 通知第3の六の3の（5） | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | 省令第155条【準用第101条第2項】予省令第195条【準用第120条の2第2項】 | ・勤務表・雇用契約書 | □ | □ | □ |
| 事業所従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。また、その際全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | 省令第155条【準用第101条第3項】予省令第195条【準用第120条の2第3項】 | ・研修計画、出張命令・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、短期入所療養介護従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な以下のような措置を講じていますか。1. 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
2. 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
 | 省令第155条【準用第101条第4項】予条例第195条【準用第120条の2第4項】 |  | □ | □ | □ |
| 29-1 | 勤務体制の確保等（ユニット型） | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 省令第155条の10の2第1項予省令第208条第1項 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしていますか。 | 通知第3の六の3の（5） | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 | 省令第155条の10の2第2項予省令第208条第2項 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。 | ・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | 省令第155条の10の2第3項　予省令第208条第3項　 | ・勤務表・雇用契約書 | □ | □ | □ |
| 事業所従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。また、その際全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | 省令第155条の10の2第4項予省令第208条第4項 | ・研修計画、出張命令・研修会資料 | □ | □ | □ |
| 【ユニット型】管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講していますか。※努力義務 | 省令第155条の10の2第５項予省令第208条第５項 | ・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、短期入所療養介護従業者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | 省令第155条の10の2第６項予省令第208条第６項 |  | □ | □ | □ |
| 30 | 業務継続計画の策定等 | 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していますか。 | 省令第155条【準用第30条の2第1項】予省令第195条【準用第53条の2の2第1項】 |  | □ | □ | □ |
| 短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | 省令第155条【準用第30条の2第2項】予省令第195条【準用第53条の2の2第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | 省令第155条【準用第30条の2第3項】予省令第195条【準用第53条2の2第3項】 |  | □ | □ | □ |
| 31 | 定員の遵守 | 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | 省令第154条予省令第193条 | ・利用者名簿・運営規程・利用者数及び入所者数がわかる名簿、記録 | □ | □ | □ |
| 1. 介護老人保健施設である場合は、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
2. 療養病床を有する病院又は診療所である場合は、療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
3. 診療所（療養病床を有するものを除く。）である場合は、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
4. 介護医療院である場合は、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
 | 　 | 　 | 　 |
| 31-1 | 定員の遵守（ユニット型） | 次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行っていませんか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではありません。 | 省令第155条の11予省令第209条 | ・利用者名簿・運営規程・利用者数及び入所者数がわかる名簿、記録 | □ | □ | □ |
| 1. ユニット型介護老人保健施設である場合は、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入所者とみなした場合において、入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
2. ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 32 | 非常災害対策 | 非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示していますか。 | 条例第5条第1項予条例第5条第1項 | ・消防計画・避難訓練 | □ | □ | □ |
| 事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っていますか。 | 条例第5条第2項予条例第5条第2項 |  | □ | □ | □ |
| 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | 条例第5条第3項要条例第5条第3項 |  | □ | □ | □ |
| 訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っていますか。 | 条例第5条第4項予条例第5条第4項 |  | □ | □ | □ |
| 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が事業所において当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めていますか。 | 条例第5条第5項予条例第5条第5項 |  | □ | □ | □ |
| 33 | 衛生管理等 | 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | 省令第155条【準用第118条第1項】予省令第195条【準用第121条第1項】 | ・水質検査等の記録・受水槽、浴槽の清掃記録・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。⓵感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催、その結果の周知徹底⓶事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備⓷短期入所療養介護従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施。※感染症の予防及びまん延の防止のための措置は令和6年3月31日まで努力義務。（令和6年4月1日より義務化）特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。 | 省令第155条【準用第118条第2項】予省令第195条【準用第121条第2項】 | ・感染症対策マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 | 通知第3の六の3の(8) | ・研修等参加記録・指導等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 34 | 重要事項の掲示 | 事業所の利用者が見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 省令第155条【準用第32条第1項】予省令第195条【準用第53条の4第1項】 | 　 | □ | □ | □ |
| 上記の掲示を行っていない場合は、代わりに運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を、事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | 省令第155条【準用第32条第2項】予省令第195条【準用第53条の4第2項】 |  | □ | □ | □ |
| 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。※令和７年３月31日までは当該義務付けなし。 | 省令第155条【準用第32条第３項】予省令第195条【準用第53条の4第３項】 |  | □ | □ | □ |
| 35 | 秘密保持等 | 従業者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 省令第155条【準用第33条第1項】予省令第195条【準用第53条の5第1項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 省令第155条【準用第33条第2項】予省令第195条【準用第53条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、若利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ていますか。 | 省令第155条【準用第33条第3項】予省令第195条【準用第53条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 省令第155条【準用第35条】予省令第195条【準用第53条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 37 | 苦情処理 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じていますか。また苦情に関する市町・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 省令第155条【準用第36条】予省令第195条【準用第53条の8】 | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。 | □ | □ | □ |
| 38 | 地域との連携等 | 事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 省令第155条【準用第36条の2】予省令第195条【準用第53条の9】 | ・地域交流に関する記録 | □ | □ | □ |
| 39 | 地域等との連携 | 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | 省令第155条【準用第139条】　　　　　　　予省令第195条【準用第140条】 | 　 | □ | □ | □ |
| 40 | 生産性向上 | 生産性向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用も可能）を定期的に開催しているか。※令和９年３月31日までは努力義務 | 省令第155条【準用第139条の2】　　　　　　　予省令第195条【準用第140条の２】 | ・委員会開催記録 | □ | □ | □ |
| 41 | 事故発生時の対応 | 事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 省令第155条【準用第37条第1項、第2項、第3項】予省令第195条【準用第53条の10】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 42 | 虐待の防止 | 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底。
2. 事業所における虐待防止のための指針の整備
3. 事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修の徹底的な実施。
4. ③を適切に実施するための担当者の配置。
 | 省令第115条【準用第37条の2】予省令第195条【準用第53条の10の2】 |  | □ | □ | □ |
| 43 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 省令第155条【準用第38条】予省令第195条【準用第53条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 44 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 省令第154条の2第1項予省令第194条第1項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。①短期入所療養介護計画書②提供した具体的なサービス内容等の記録③身体拘束に関する記録④市町への通知に係る記録⑤苦情の内容等の記録⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 省令第154条の2第2項条例第4条予省令第195条第2項予条例第4条 | ・短期入所療養介護計画書・サービス提供記録・身体的拘束等に関する記録・市町への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 45 | 変更の届出等 | 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは，10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名□　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）□　省令第142条第1項各号の規定のいずれかの適用をうけるものかの別□　建物の構造概要及び平面図□　当該申請に係る事業を行う事業所における入院患者又は入所者の定員□　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所□　運営規程 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係　　<共通> | 　 |
| 46 | 基本的事項 | 指定短期入所療養介護に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平12厚告19の一 | ・短期入所療養介護計画書・介護給付費請求書・介護給付明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定短期入所療養介護に要する費用の額は，平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，端数金額を切り上げて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防）　<共通> | 　 |
| 47 | 基本的事項 | 指定介護予防短期入所療養介護に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平18厚告127の一 | ・介護予防短期入所療養介護 計画書・介護給付費請求書・介護給付明細書・サービス提供票・別表 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防短期入所療養介護に要する費用の額は，平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，端数金額を切り捨てて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| **1-1　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費** |
| 48 | 病院療養病床短期入所療養介護費病院療養病床経過型短期入所療養介護費ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ロ注1 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数が わかる書類 | □ | □ | □ |
| 49 | 特定病院療養病床短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、厚生労働大臣が別に定める者（※）に対して日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ロ注2 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数が わかる書類 | □ | □ | □ |
| ※難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | 　 | 　 | 　 |
| 50 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ）、（ⅴ）若しくは（ⅵ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の（ⅲ）若しくは（ⅳ）若しくは病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の（ⅱ）又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅱ）若しくは（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ロ注11 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 51 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平12厚告19別表9ロ注13 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| **1-2　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費　（介護予防）** |
| 52 | 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表7ロ注1 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数が わかる書類 | □ | □ | □ |
| ただし、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定していますか。 | □ | □ | □ |
| 53 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ）,（ⅴ）若しくは（ⅵ）,（Ⅱ）の（ⅲ）若しくは（ⅳ）若しくは（Ⅲ）の（ⅱ）又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅱ）若しくは（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。 | 平18厚告127別表7ロ注9 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 54 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表7ロ注11 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 55 | 特定診療費 | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | 平18厚告127別表7ロ（７） | ・診療録等 | □ | □ | □ |
| **2-1　診療所における短期入所療養介護費** |
| 56 | 診療所短期入所療養介護費ユニット型診療所短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。利用者の数が基準を超過する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ハ注1 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 57 | 特定診療所短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（※）に対して日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容のサービス提供を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。※難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | 平12厚告19別表9ハ注2 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 58 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ），(ⅴ)若しくは(ⅵ)，又は（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 平12厚告19別表9ハ注10 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 59 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平12厚告19別表9ハ注12 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 60 | 特定診療費 | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ハ（6） | ・診療録等 | □ | □ | □ |
| **2-2　診療所における短期入所療養介護費（介護予防）** |
| 61 | 診療所介護予防短期入所療養介護費ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 | 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室，多床室，ユニット型個室，ユニット型準個室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表7ハ注1 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 62 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）の（ⅳ），（ⅴ）若しくは（ⅵ）又は（Ⅱ）の（ⅱ））を算定していますか。イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　病室の面積が6.4㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 平18厚告127別表7ハ注８ | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 63 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表7ハ注10 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 64 | 特定診療費 | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | 平18厚告127別表7ハ（５） | ・診療録等 | □ | □ | □ |
| **３-1　介護医療院における短期入所療養介護費** |
| 65 | Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費特別介護医療院短期入所療養介護費ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。注２において同じ。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ホ注１ | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 66 | 特定介護医療院短期入所療養介護費 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して、日中のみ指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置づけられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。※難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | 平12厚告19別表9ホ注2 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 67 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬を算定していますか。イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により，同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして，従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | 平12厚告19別表9ホ注10 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 68 | その他 | 注１及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービスに係る届出があったときは、注１及び注６の規定による届出があったものとみなしていますか。 | 平12厚告19別表9ホ注11 | ・届出書写 | □ | □ | □ |
| 69 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平12厚告19別表9ホ注12 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 70 | その他 | 特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定している介護医療院については、特別診療費は算定していませんか。 | 平12厚告19別表9ホ注13 |  | □ | □ | □ |
| 71 | 特別診療費 | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | 平12厚告19別表9ホ（12） | ・診療録等 | □ | □ | □ |
| **３-2　介護医療院における短期入所療養介護費（介護予防）** |
| 72 | 介護医療院介護予防短期入所療養介護費 | 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表７ホ注1 | ・介護給付費請求書・介護給付明細書・職員勤務表・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| 73 | 従来型個室利用者が多床室で算定する場合 | 従来型個室利用者で次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬を算定していますか。 | 平18厚告127別表７ホ注８ | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| イ　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者ロ　療養室の面積が8.0㎡以下の従来型個室を利用する者ハ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |
| 74 | その他 | 注１及び注４の規定による届出に相当する介護医療院サービスに係る届出があったときは、注１及び注４の規定による届出があったものとみなしていますか。 | 平18厚告127別表７ホ注９ | ・届出書写 | □ | □ | □ |
| 75 | 連続した利用 | 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所療養介護費を算定していませんか。 | 平18厚告127別表７ホ注1０ | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 76 | その他 | 特別介護医療院介護予防短期入所介護療養介護費又はユニット型特別介護医療院介護予防短期入所介護療養介護費を算定している介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、特別診療費は算定していませんか。 | 平18厚告127別表７ホ注11 |  | □ | □ | □ |
| 77 | 特別診療費 | 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定していますか。 | 平18厚告127別表７ホ（10） | ・診療録等 | □ | □ | □ |